表２

土地の形質変更に関する工事の許可申請に必要な書類①

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 綴じ順 | 書類名 | | | | | | |
|  | | 根拠規定 | | 内容 | | 備考 |
| 1 | 許可申請書 | | | | | | |
|  | | 省令第7条第1項  省令第63条第1項 | | □ 許可申請書（様式第二） | |  |
| 1-2 | 委任状 | | | | | | |
|  | |  | | □ 委任状 | | 申請を委任する場合 |
| 1-3 | 申請者の印鑑証明書 | | | | | | |
| □ | |  | | | □印鑑証明書 | 申請を委任する場合 |
| 2 | 構造計算書 | | | | | | |
|  | | 省令第7条第1項第2号  省令第63条第1項第1号 | | □ 擁壁の設計書  □ 基礎補強の計算書 | | 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合 |
| 3 | 安定計算書 | | | | | | |
|  | | 省令第7条第1項第3号、4号、12号  省令第63条第1項第1号、2号 | | □土質試験等に基づく地盤の安定計算書 | | ①長大法（盛土高10m超）  ②崖面を擁壁で覆わない場合 |
| □土質試験等に基づく盛土全体の安定計算書 | | ①谷埋め型大規模盛土造成地  ②腹付け型大規模盛土造成地  ③長大法（盛土高10m超） |
| 4 | 設計者の資格を証する書類 | | | | | | |
|  | | 省令第7条第1項第5号  省令第63条第1項第1号 | | □卒業証明書  □大学院に1年以上在学したことの証明書  □宅地造成技術講習会修了証書  □実務経験証明書（品川区書式  ３号）  □資格証明書（技術士又は一級建築士） | | 高さが5ｍを超える擁壁の設置、盛土又は切土をする土地の面積が1,500m2を超える土地における排水施設の設置を措置する場合に必要  必要書類は設計者により異なるため、盛土規制法に係る手引5.6を参照すること |
| 5 | 現況写真 | | | | | | |
|  | | 省令第7条第1項第6号  省令第63条第1項第1号 | | □盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真 | |  |
| 6 | | 申請者確認書類 | | | | | |
|  | | 省令第7条第1項第7号、8号  省令第63条第1項第1号  (省令第58条第1項第1号) | | 申請者が個人の場合  □ 氏名及び住所を証する書類 | 氏名及び住所を証する書類（本人確認書類）は、住民票の写し、個人番号カード（表面のみ）、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)、在留カード、または特別永住者証明書のいずれかとすること |
| 申請者が法人の場合  □ 登記事項証明書  □ 役員の氏名及び住所を証する書類 |

土地の形質変更に関する工事の許可申請に必要な書類②

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 綴じ順 | 書類名 | | | |
|  | 根拠規定 | 内容 | 備考 |
| 7 | 工事主の資力・信用確認書類 | | | |
|  | 省令第7条第1項第9号、12号  省令第63条第1項第1号  区細則第４条第1項第1号 | □ 資金計画書（様式第三）  □ 暴力団等に該当しないことの誓約書（品川区書式4号） | 納税証明書については、工事主が個人の場合は前年度の所得税及び住民税、工事主が法人の場合は前年度の法人事業税及び法人都民税の証明書を添付すること |
| 工事主が個人の場合  □ 住民票の写し  □ 納税証明書、課税証明書  □ 残高証明又は融資証明 |
| 工事主が法人の場合  □ 登記全部事項証明書、定款  □ 財務諸表  □ 事業経歴書（品川区書式５号）  □ 納税証明書  □ 残高証明又は融資証明 |
| 8 | 権利者全ての同意を得たことを証する書類 | | | |
|  | 省令第7条第1項第10号  省令第63条第1項第1号 | □ 公図の写し  □ 土地登記事項証明書  □ 地権者一覧表（品川区書式  ６号）  □ 権利者の同意を証する書類  （品川区書式７号） | 権利者の同意を証する書類には、同意者の本人確認書類（具体例は申請者確認書類の欄を参照）を添付すること  または、同意証明書に押印し、印鑑証明書を添付すること |
| 9 | 周辺住民への周知を行ったことを証する書類 | | | |
|  | 省令第7条第1項第11号  省令第63条第1項第1号 | □ 周知措置報告書（品川区書  式８号） |  |
| 10 | 排水能力を確認する書面 | | | |
|  | 省令第7条第1項第12号  省令第63条第1項第2号  (省令第58条第1項第2号) | □ 排水計算書  □ 排水端末の接続許可を証する書類 | 公共下水に接続する場合、接続許可を証する書類は不要です。 |
| 11 | 施行者の能力を証する書類 | | | |
|  | 省令第7条第1項第12号  省令第63条第1項第2号  (省令第58条第1項第2号)  区細則第4条第1項第2号 | □ 法人の登記証明書 （登記簿謄本）  □ 事業経歴書（品川区書式５号）  □ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書  □ 工事を指導・監督する技術者の経歴書（品川区書式３号）  □ 当該工事に係る契約書の写し | 必要書類は工事施行者により異なるため、盛土規制法に係る手引5.4を参照すること |

土地の形質変更に関する工事の許可申請に必要な図面①

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 綴じ順 | 図面の種類 | 明示すべき事項 | 縮尺 | 備考 |
|
| 12 | 位置図 | ・方位  ・道路及び目標となる地物 | 1/10,000以上 |  |
| 13 | 地形図 | ・方位  ・土地の境界線 | 1/2,500以上 | 等高線は、2ｍの標高差を示すものとすること |
| 14 | 土地の平面図 | ・方位  ・土地の境界線  ・盛土又は切土をする土地の部分  ・崖  ・擁壁  ・崖面崩壊防止施設  ・排水施設  ・地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 | 1/2,500以上 | 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は、申請書と照合できるように番号を付すること |
| 15 | 土地の断面図 | ・盛土又は切土をする前後の地盤面 | 1/2,500以上 | 高低差の著しい箇所について作成すること |
| 16 | 排水施設の  平面図 | ・排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配  ・水の流れの方向  ・吐口の位置  ・放流先の名称 | 1/500以上 |  |
| 17 | 崖の断面図 | ・崖の高さ及び勾配  ・土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）  ・盛土又は切土をする前の地盤面  ・崖面の保護の方法 | 1/50以上 | 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない |
| 18 | 擁壁の断面図 | ・擁壁の寸法、勾配  ・擁壁の材料の種類及び寸法  ・裏込めコンクリートの寸法  ・透水層の位置及び寸法  ・擁壁を設置する前後の地盤面  ・基礎地盤の土質  ・基礎ぐいの位置、材料及び寸法 | 1/50以上 |  |
| 19 | 擁壁の背面図 | ・擁壁の高さ  ・水抜穴の位置、材料及び内径  ・透水層の位置及び寸法 | 1/50以上 |  |

土地の形質変更に関する工事の許可申請に必要な図面②

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 綴じ順 | 図面の種類 | 明示すべき事項 | 縮尺 | 備考 |
|
| 20 | 崖面崩壊防止施設の断面図 | ・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配  ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法  ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面  ・基礎地盤の土質  ・透水層の位置及び寸法 | 1/50以上 |  |
| 21 | 崖面崩壊防止施設の背面図 | ・崖面崩壊防止施設の寸法  ・水抜穴の位置、材料及び内径  ・透水層の位置及び寸法 | 1/50以上 | 水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること |
| 22 | 求積図 | ・盛土又は切土をする土地の部分 | 指定なし |  |
| 23 | 擁壁展開図 | ・基礎の寸法  ・擁壁の位置及び寸法 | 指定なし |  |